

第七回国会 議院

海外同胞引揚に關する特別委員会議録第十一号

昭和二十五年三月十七日(金曜日) 午前十一時二分開議

出席委員

- 委員長 中山 マサ君
- 理事青柳 一郎君 理事安部 俊吾君
- 理事玉置 信一君 理事富永格五郎君
- 理事受田 新吉君 理事坂口 主税君
- 理事天野 久君 理事竹村奈良一君
- 足立 篤郎君 池見 茂隆君
- 小川 平二君 北川 定務君
- 岡 良一君 堤 ヲルヨ君
- 並木 芳雄君 吉川 久衛君

出席政府委員 外務事務官 倭島 英二君 (管理局長)

本日の会議に付した事件

小委員選任に關する件
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案起草に關する件

○中山委員長 これより會議を開きます。
本日の議題は、公報にてお知らせ申し上げましたように、在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案起草の件でございますが、各委員も御承知のごとく、趣旨の徹底を欠き、届出者の数も予想に反して少く、期日も三月十九日に切れますので、その期限をさらに二箇月間延長いたしました。一人でも多くの届出者があるように徹底させしめるために、法律を改正いたすものでございます。一応外務省側の説明を求めます。管理局長。○倭島政府委員 実はこの法律案につきまして承知しましたのは、昨日であ

りますが、ことにこれは議會の方から提出になりました法案でございますので、この法案について、政府としてさしあたりどういふ準備なり關係を生ずるかということを一、二申し上げたいと存じます。

在外公館借入金の確認請求書の現在提出せられております状況をまず申し上げますと、外務省に現在まで到達いたしておりますものが、約三万一千件ございます。なお各県で、まだ手に持っていないものが約五万件ございます。なおそのほかに、まだ期日までに出て来ないものがあるというものが、数万件あるのではないかと、その数字はまだわかっておりませんが、従来までの確認請求書の提出状況は、大体こういうふうな状況でございます。

政府といたしましては、確認請求書提出の期限が、三月十九日で切れる状況にありましたので、従来いろいろな方法で、関係者の方々へなるべく漏れなく請求書を出していただくように、新聞、ラジオ、その他の方法を通じて、御連絡しておるわけでございますが、今申し上げましたような提出状況になつております。但し三月十九日提出の期限が切れることになつておりますが、実際の取扱いはいたしません。三月十九日付になつておれば、各県の市町村の受付が多少遅れましても、受付けるように話はできておりますので、大体当初予想した

二十万件足らずのところに達するのではないかと思つて、従来この關係を処理して来た状況でございます。

なおこの法律のごとく、さらに日にちが延びるといふことになりますれば、關係の方々には御便利かと思ひますが、實情は大體今申し上げましたような状況で、従来のでかばりできるのではないかと思つておりましたので、政府といたしましては、直接この提出期間を延期していただく法案を用意しなかつたわけでございます。なお提出期間が九十日から百五十日に延びるといふことは、提出される方の側からいへば、さらに御便利かと思ひますけれども、ただ事務をやつておられます政府の方といたしましては、実は延びることを予想しなかつたもので、予算的措置を従来講じておらぬということに困る次第でございます。それで大體従

来の考えでは、二十四年度以内で一応受付けが終る、二十五年にかりかきと、その受付けたものを確認をする措置をとり、今度は確認書を各關係の方に御送付するといふ手續が残つておる。その關係の予算は組んでおるわけでありまして、さらに二十五年度に入つて、当初の二箇月間受付を行つていふことになりまして、中央の方の処理關係の費用も、それだけ増すわけでございます。さらに各府県の市町村にそれだけ事務をお願いしなければならぬ。内容を申し上げますと、従来政府から地方に仕事をお願いしておりましたのに対して、補助も十分でなかつたので

ございましたが、とにかくお願いするといふことでやつて来たのであります。さらに二箇月延ばすといふことになりますと、どうしても二十五年度の補助金を考えないと、市町村の方でも、たいへん御迷惑をされるという關係になりますので、中央の事務費と、それから地方の補助費というものを、何とか予算的に考えないと、この法案がせつかく通りましても、その点、事務をやるのに困難であるという關係でありまして、この法案の通過ととも

に、何か予算的の關係をひとつ御考慮願わなければ、實際問題として困るという状況がある実情でございます。
○玉置(信)委員 たいま議題となつております点について、倭島局長より、政府のこれに対する取扱い及び予算の面からのお話がありました。大體年度内期日までに、当初予想の二十万件が終るのではないかと、こういうふうなお話でございますが、しかしこういうものは、ほかの企業とか、そういう性質のものとは違ひまして、当然恩恵を浴し得る人たちが進んで届出をしなければならぬようなもの、どうも徹底を欠いて、届出を落すといふようなことが往々ありがちなものでございまして、それはあの未復員者の届出といふような点につきましても、非常にこういう例が多く見られるわけでありまして、従つてわれ／＼国会としては、親切に、こうした者の一人といえども、期限内に落ちるといふようなことがあれば、その人たちに對して非常にお氣

の證するわけですから、もう六十日間を延ばして、それ以後落ちたならば、これはしようがありませんが、われ／＼がそれだけの親心をもつて親切に取扱つてやるということは、これは當然の義務ではないかと、かように考えておるわけでありまして、予算の措置につきましては、局長のお話の通り、ごもつともでありまして、私どもも多少その点は考えてはいるのですが、しかしこれは今の御説明の予想の数字で終るということになれば、こうした期日を延長いたしましたも、實質的にはその予算は使わなくても済むといふことにもなるわけでありまして、どこか予算の流用技術によつて、予算措置ができるのじやないか、かように考へるのであります。それから政府としては、そのために六十日を延長する費用を一体どれだけ見えておるか。中央の事務費あるいは地方の補助費、これをわけて、一体どれだけの予算が必要であるかといふことを、まずお伺いしたいのであります。

○倭島政府委員 今の御意見の中で、二つほど御説明申し上げたいと思ひますが、一つは、なるほどできるだけ期間が長ければついでと思ひます。ただ従来の出方を見ても、金額が比較的少い方々も相当数ございまして、その金額の少い方々は、御承知の上お出しにならないといふことではな

ます。たとえ、少いものになりま
す。二、三百円から千円見当というの
が相当多くて、そういうふうな手
数をしても、しようがないではないか
というお考えもあるのではないかと
思います。その少いのが相当件数
ございませぬ、あるいは落ちるかも
しれませんが、一応従来の状況を見
ますと、そういう傾向も現われてお
ります。

それから予算のことでございま
す。これも先ほど申し上げましたよ
うに、何しろ昨日ちよつと知つたも
のだから、まだはつきりした計数も、
確定的なものを出しにくいのでござ
います。昨日からいろいろ大蔵省の
方も相談をして、一応はじいてみ
ておるのでございませぬ。しかし先
ほど申し上げましたように、各県の
補助ともいふのが、実は二十四年度
は、つまり昨年の十二月から今年
の三月末日まででございますが、
総額で百四十一万円出
ております。この額では、実は各
県としては、はなはだ少い。県によ
つて違いますが、大きな県と少い
県とを比べると、一県当り二万五千
円から四万五千円程度にこれが行
き渡つております。県といたしま
しては、大体十万円から二十万円
程度の事務費に使用しておる模様
でありまして、中央の補助と県が出
す金との割合が相当違いますし、こ
れは結局中央の問題であるから、
ひとつ補助をもう少ししてもらいた
いというのがあるが、二十四年度は
予算が不十分でございませぬので、
さらに二十五年度二箇月間延長し
まして、とにかくその受付けてい

ただ二箇月間は、従来こういう関
係は、在外公館の借入金で入るか
どうかというのを疑つておつたが、
一応出してみようというので、よ
い問合が、県としては繁雑になる
のではないかというところも考えら
れ、やはり県の二箇月間の延長に
対しては、できれば会計年度の当
初よりは補助費を上げなければなら
ない。その関係をはじいてみます
と、大抵本年度の事務を引続きや
りまして、約二百八十万円は補助
費を要する。さらに二箇月延びる
ことによつて二百七十万円は補助
費を要する。その計五百五十五万
円を、各県としては、従来のい
ろいろな請求がございませぬので、
出す必要が起るのではないかと
いふことが一つあります。

〔委員長退席、富永委員長代理着席〕

その件が一番多いのであります。そ
のほか中央の事務費でございませ
ぬが、旅費とか、それからさらに趣
旨の徹底をはかる新聞広告とか、あ
るいはパフレットを配布するとか、
そういう費用がございませぬ。それ
からカードをつくるとか消耗品を合
せて、それによつて多少の補助費
に中央の事務費三百万円、地方の
補助費五百五十万円、計八百五十
万円程度は、この関係で経費を見
込まねばならないのではないかと
思ひます。少し検討する余地はあ
ると思ひますが、大体こういうよう
な見当を立っております。

○玉置(信)委員 ただいま予算の必要額について、いろいろ御説明を拜聴し
ました。本年度二百八十万円、二箇月
延長することによつて二百七十万円と
いうことになる、この取扱い期間に
おいて相当差があるのですが、二箇月
延長することによつて補助がこれだけ
延びるといふことは、私ちよつと考え
られないのです。しかも延長するとい
う場合、相当基礎的な準備はできてお
るわけですから、あと出て来るのを待
つておることによつて、整理するだけ
だといふことにもなりはせぬか。こ
ういふふうな考えが、そんなにいら
ないのではないかと申すのですが、そ
の点どうでしょうか。

○倭島政府委員 先ほどちよつと御説
明が落ちたかと思ひますが、要するに
補助金として、政府としては二十五
年度に五百五十万円を出さなければ、
やはり義理が済まないのではないかと
いふことを考へております。その内
容を申し上げますと、実は現在議
会に提出されておる二十五年度の
予算の中で、諸般の關係で府県に
對する補助費が落ちてしまつたわけ
でありませぬが、今申し上げました
二百八十万円は、どうして何ともし
なければならぬことになつてお
ります。それから申しますのは、先
ほどちよつと御説明いたしました
二十四年度の七百七十万円という
ものが、府県にとつてみれば、各
府県に比べては少な過ぎる、これ
は將來もう少し何とかしてもら
いたい、こういう金では困るとい
ふことをいろいろ聞かされてござ
います。それから二箇月だけの延
長では、今度の法案で二箇月延長
といふことになれば、国の事務を
やはり相

当やるのだから、何とかしてくれな
ければ困るといふことで、その状況
も先ほど申し上げましたが、中央
から出しておきます二十四年度の
補助が二万五千円から四万五千
円の間だつたのに対して、さらに
府県によつて違ひますけれども、
おの／＼十万円から二十万円程
度の府県予算を組んでおる。従つ
て二箇月の延長だけで二百七十
万円といふのは、今年の割からい
つて多いじやないか。ごもつとも
ございませぬが、今年度の率その
ものがどうも足りない、やないか
といふ不足を言われておるもので
あります。せつかく今度延びると
いふことになりませぬに、法案を
御考慮いただくならば、この予
算措置もあわせて御考慮していただ
いておけば、はなはだスムーズに
行くといふことを申し上げてお
ります。

○玉置(信)委員 よくわかりました。
そこでむしろその実情にありませ
ぬ、どうせ府県に對する補助額は
全然落ちて、ないといふことであ
りますから、これをカバーするとい
ふ意味において、そこに便乗せし
めて、そういう予算措置を講じて
この二箇月の延長をするといふ
ことになれば、それは説明の仕方
で、予算措置を講ずる際に二
箇月延長するかどうか、そう大き
く見なくとも、比較的少額に見
ても、その操作のやりかたは、た
だいま局長のお話のごとく、相
当続けて行かなければならぬ、
これは合せて措置を講ずるとい
ふことは、あながちできないわけ
ではない、そのむりがかかれない
ではないかと思ひます。そこで政
府側としても御考慮をお願いし、
われ／＼委員会として、皆さん
も御意見があると思ひます。

が、ひとつ何かそこをうまく取持
つていただきたいと思ひますが、
なお一応局長の御意見を伺いま
す。

○倭島政府委員 御意見もつとも
だと思ひますが、ただ困ります
点は、これも昨日から大蔵省とい
ろ／＼相談をしておりました、
法案の趣旨そのものについて
は、何となく思ひます。年当初に
、四月、五月に延びるところに
ちよつと困難な点があるわけ
です。これが年度末へ近づい
て参りますと、予算の中のい
ろ／＼な動きなり、何かござ
いませぬので、それくらゐの
ところは何とかやること
ができる、ところが持つて行
けるわけでありませぬが、年
当初にやはりそれだけのもの
を出さなければ、今申し上げ
ましたように、問題は府県の方
であります。中央の關係は、
何とか人員の問題、あるいは
消耗品その他の問題も間に合
せるといふことも、これもはな
はだきつなわけでありませぬ
が、地方の方へは最初から出
さなければならぬといふこと
が困難で、従つて移用だとか
何となくいふことは、年度の
半ばを過ぎれば問題になる
わけでありませぬが、その点
についておられます。

○玉置(信)委員 当初予算である
だけに、その操作のやりかた
は、私も十分想像はできるわけ
ですが、ひとつ、どうもいまさら
それじやその面だけとりやめ
ようというわけにも参りませぬ
ように思ひます。これは公
式の話しでなく、委員会散
会后においてなお私は御相談
申し上げたいと思ひますが、
なお私の方から御意見もあ
るでしようから、私はこ

ここで質問を打ち切ります。

○竹村委員 今までの大体届出があつたうち、一番最高はどれくらいであつて、どのくらいのところが一番届出が多いか、大体わかつておれば……。

○優島政府委員 今ここに計数を持つておりませんが、大体一千円から三千円見当がほとんどであります。一千円以下もあつたかと思ひますけれども、今出しておりますのは、大体一千円から三千円見当が多うございませう。一番最高は幾らだつたか、私今ちよつと計数を持つておりません。

○竹村委員 先ほどの御説明を聞いておると、二十万件の中で、提出のないのは、三百円か四百円の小さい方が多いというお話でございましたが、今後延ばしても二百円や三百円の方は、手続や何かで、届けたつて幾らでもない、ひまがかかつて損だという気持ちで、届出をせぬ人があると思うので、その点だけだけ効力があるでしようか。

○優島政府委員 その少額の件につきましては、どの程度になりますか。問題は、少額でも——たとえばこういう問題があるのではないかと思うので、少額で、もうあきらめておられる方もある。しかし少額でも、当時の貨幣価値と今と違ふのだから、たとえば千円以下のものでも、現在はこういう率になつて返つて来るのだというような支拂いの関係にとらみ合せて、そこへ出て来ますと、あるいは少くとも出そうという関係が起るかもしれませんが、それが現在では全然支拂いの関係の見当がつかない状況でありますから、その点どつちになりませうか、われわれ見当つかないのが一つでありませう。

す。ただ延びるということでは、いいのは、従来の在外公館等借入金審査会法に明確に該当すると思われなくて、多少どうかと思つたような関係が、足踏みをしておられる点があるのではないかと思ひます。それは、実は今から二箇月くらい前から、多少疑いのあるものでもお出しになつていただきたといふ周知方法を講じております。従つて多少ともどうかしらぬが出してみようという件は、今後ふえるのではないかと。今後二箇月間延期せられれば、そういう件が相当出て来るのではないかと。そういったしますと、今度は事務的にはかかるか、かかるかかわりませんけれども、それだけの審査をするというところで、事務的には手をそろえなければならぬことになるわけでありませう。

○竹村委員 この周知徹底方については、先ほどからおつしやつたように、大府府の補助金があり少いので、なござりにしているというようなきらいが各県に——政府はそうじやないでしようけれども、県では周知徹底さすのを、なござりにしておられるようなところではないかと思ひます。従つてこれは届出ない点はどうですか。大府府算に対して、あまりにも補助金が少いから、県自体があまり熱心に周知徹底させていないのだというように感じているのです。実際町村へ行つて聞いてみても、どうですかというようなきらいをわれは聞くのですが、そういう点について、問題があると思ひになりますか。

○優島政府委員 その点は、多少御意見のようにあるかと思ひます。ただ周知徹底に關しましては、従来ずいぶんいろ／＼な手を盡しております。新聞広告なんかも、全国に向つてやつておりますし、各地方新聞でもやつておられております。それから都道府県ではラジオの地方版を通じて、相当繰返してやつておりますし、外務省の方からも各県へ係官を派遣して、各県との連絡を密にするのと同時に、いろ／＼なポスターを二、三十万枚くらいすりまして送つております。従つてこの周知と申しますか、大体関係の方にはわかる程度になつておると思つております。

○池見委員 二箇月間の延長ということに対しての、経費の問題もありました。それはただいまの発言で大體わかりました。さらに延長することにより、少額のこといつたものの申出が非常に多くなるといふことは、私はむしろこれは喜ぶべき現象だと思ひます。この延長ということは、妥當な方法だと考ふる次第であります。つきましては、今も局長さんから話がありましたように、この二箇月の延長の期間において、周知徹底ということとをさらに強化してもらいたいということとを要望しておきます。同時に参考までに、現在のこの審査会の進行状況を、要点だけお話願ひたいと思ひます。

を整理しております。それだけつまりわれ／＼の手元に借入金借りたこととございませう。なお審査会が発足いたしましたのは、法令の関係もございまして、十二月二十日だつたと思ひます。それから足立しまして、実際審査を開始しましたのは、一月三十一日からであります。それ以來審査会は一回開催しております。その審査会のほか、幹事の関係の方は、各担当の地区がございませうので、その関係では連絡をとつていただいているわけでありませう。現在問題を直接取上げておる点といたしましては、各地方の借入れ主の審査を今急いでおります。借り入れた団体、この審査会法の直接認める該団体になるかどうか、実はこれが大問題でありまして、たくさんございませう。それでこの関係を今急いでおります。ところが約百五十くらい地区がございまして、その一つの地区においても、ある期間を限りまして団体がかつた場合がございませう。そういうわけでの団体が借りた借上金の性質はどうかという性質その他を調べまして、その団体の取扱つた借上金の関係から、団体そのものが審査会法に該当するかどうか、これが最初に確定しませんと、個別的に審査に入りたくいわけでありまして、これを今急いでおります。それと同時に、その借入れ主の審査をやると同時に、その借入れ主体が實際に取扱つた借入金と、あわせて結局考慮することになりますので、かねて審査を進めておりますが、現在までのところ、借入れ主体のはつきりいたしましたものは、満洲の八地区でありまして、さらに審査会として

審査の個別的に確定いたしましたものが百三十三件であります。これは一つの見本として考へておるわけでありまして、借入れ主体がはつきりいたしまして、大體の企画を見当つきますと、相当スピードをかけてきます状況にございませう。

○優島政府委員 今までに取扱いたしましたところでありまして、瀋陽、長春、海城、大石橋、湯崗子、吉林、本溪湖撫順、この八地区の、今借入れ主体の関係を終了しております。

○玉置(信)委員 大體外務省側のこれに対する御意見を聞きまして、了されたのですが、要はこの予算措置の問題が、一番重要だらうと思ひます。本委員会は午後も続行いたしまして、午後一時から大蔵省の、予算措置に対して責任を持つて答弁のでき、御相談もできる方をひとつ呼んでいただいて、予算上についての審議を進められるようお願いいたします。

○富永委員代理 この場合、委員各位にお諮り申し上げます。ただいま玉置委員の御発言もございませうが、結局この問題は、大蔵省の予算措置の内容を考へて、皆さんの御承認をいただきまして、暫時休憩して、午後一時より大蔵省当局の出席を求めて、これが予算措置をはつきりいたさせ、検討いたしたい、かように考へますがいかがでしよう。実はでき得ればこの法律はぜひ本月中にとりまどめまして、本月中に議院にまわして、明日は本会議に上程したい、かように考へている状況下にございませうので、御承認を

○優島政府委員 今までの大体届出があつたうち、一番最高はどれくらいであつて、どのくらいのところが一番届出が多いか、大体わかつておれば……。

○優島政府委員 今ここに計数を持つておりませんが、大体一千円から三千円見当がほとんどであります。一千円以下もあつたかと思ひますけれども、今出しておりますのは、大体一千円から三千円見当が多うございませう。一番最高は幾らだつたか、私今ちよつと計数を持つておりません。

○竹村委員 先ほどの御説明を聞いておると、二十万件の中で、提出のないのは、三百円か四百円の小さい方が多いというお話でございましたが、今後延ばしても二百円や三百円の方は、手続や何かで、届けたつて幾らでもない、ひまがかかつて損だという気持ちで、届出をせぬ人があると思うので、その点だけだけ効力があるでしようか。

